

指定スポーツセンター指定管理者応募書類

1 申請書類一覧

- (1) スポーツセンター指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 共同事業体構成団体一覧（別紙7）
- (3) 指定スポーツセンター収支計画書（収支計画書様式1～3）
- (4) 指定スポーツセンター事業計画書（提案書）（事業計画書様式1～7）
- (5) 団体に関する調書 ※グループの全ての構成団体がそれぞれ提出すること
 - ア 団体の概要（経営理念、事業経歴等）
 - イ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類（最新のもの）
 - ウ 役員の構成（最新のもの）
 - エ 予算書・事業計画書等（申請日の属する事業年度のもの）
 - オ 法人税、消費税及び地方消費税並びに市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（証明書を提出する1か月以内に交付されたもの）
 - ※国税については、納税証明書その3の3を提出してください。
 - ※市町村税については、法人が所在する市町村が発行する滞納のない証明書を提出してください。
 - カ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（別紙4）
 - ※連名ではなく、全ての構成団体について提出してください。
 - キ 登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
 - ク 貸借対照表（直近2か年分）
 - ケ 損益計算書又はこれに類する計算書類及び付属書類（過去2か年分）
 - ※付属書類…製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細。その他人件費は含まれる費用があればその明細。
- (6) 指定管理対象外施設の窓口業務に係る参考見積書（任意様式）

2 申請書類作成に当たっての留意事項

- (1) スポーツセンター指定管理者指定申請書（様式第1号）

グループで申請する際は、グループの名称を記載のうえ、申請者欄を連名としてください。
この際、代表団体を明示し、代表団体を連名の1番目に記載してください。
- (2) 共同事業体構成団体一覧（別紙7）

枠が足りない場合は適宜、追加してください。

(3) 指定スポーツセンター収支計画書（収支計画書様式1～3）

- ① 総括表と単年度分の収支計画書のどちらも作成してください。単年度分の収支計画書については、指定管理期間の全ての年度について作成してください。
- ② 収支計画書に記載する金額は、全ての年度において税込（消費税を10%）で算定してください。
- ③ 指定管理料の総額は、申請要項で示す金額を上限額としてください。
- ④ 単年度分の収支計画書の「内訳」欄には、様式中の記載事項を参考に、適宜、必要な内訳を追加し、見込金額を記載してください。
- ⑤ 単年度分の収支計画書の「備考」欄には、具体的な単価など積算の根拠等を記載してください。また、西野球場廃止により金額が変更となる項目・内訳については、「備考」欄に西野球場分の見込金額を記載してください。
- ⑥ 指定管理業務に係る経費と、自主事業等の指定管理業務以外の業務に係る経費とを明確に区分できない場合は、従事割合による按分など合理的な方法により相当額を算定して見込金額を記載してください。
- ⑦ 提出された収支計画書に基づき指定管理料の協議を行うこととしていますが、仕様の変更等がある場合、協定締結の際に収支計画書の再提出を求める場合があります。

(4) 指定スポーツセンター事業計画書（提案書）（事業計画書様式1～7）

- ① 事業計画書様式1～7を使用し、「事業計画書提案内容について」（資料1）に従って作成してください。
- ② 別紙とすることを認めている提案資料は、任意様式を可とします。資料1の内容をふまえて作成し、提案内容は簡潔に記載してください。
- ③ 同等以上の管理運営水準を確保できる場合、申請要項と異なる仕様の提案を可とします。ただし、提案の実施の可否については、指定管理者指定後の協議により決定します。

(5) 指定事業計画書及び自主事業計画書について

- ① 運動教室等の提案については、実施予定の教室メニュー（対象年齢、運動の種類、運動強度等）及び実施回数を目安に記載してください。
- ② 自主事業計画書において、トップアスリート等による試合等の観戦・見学の機会の確保や、育成事業等を提案する場合は、その実施内容、実施時期等を詳細に記載するとともに、当該事業の運営実績がある場合は、参考となる資料も添付してください。
- ③ 既に類似施設等で実施している事業と同様のイメージで自主事業を計画する場合は、既存のチラシやパンフレット等、参考となる資料を添付してください。

(6) 指定管理対象外施設の窓口業務に係る参考見積書

- ① 募集要項の記載内容及び資料6の仕様に基づき、任意様式により、申請時点での概算見積書を作成し、他の応募書類とあわせて提出してください。
- ② 参考見積書の内容については、指定スポーツセンター指定管理者選考での審査の対象とはなりません。

《補足資料》市町村税を滞納していない証明書について

「市町村税を滞納していない証明書」とは、特定の年度の納税証明ではなく、指定した税金について申請時において滞納がないことの証明を指します。

- ① 「市町村税を現在滞納していない証明書」を提出してください。
- ② ここでいう市町村税とは、市町村（東京都特別区等を含む）から課される全ての税のことです。法人税だけでなく、固定資産税、軽自動車税その他の市町村で課される全ての税について滞納のないことを証明してください。
- ③ 自治体（東京都特別区等）によっては、「市町村税を現在滞納していない証明書」を発行していない場合があります。その場合に限り、最近2年分の各納税証明書を提出してください。
- ④ 原則として、各構成企業の指定管理業務を主として担う事業所（事務所、支社等）が所在する市区町村が発行する証明書を提出してください。但し、主たる事業所が課税されていない場合は、本社が所在する市区町村の証明書を提出してください。